

平成20年1月18日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局

国民健康保険課課長補佐

平成20年度国民健康保険の保険者等の予算編成に当たっての留意事項について
（前期高齢者納付金の経過措置等）

標記について、平成19年12月28日付保国発第1228001号により通知しているところですが、別途お知らせする予定となっていました、第2の1の（3）、第4の1の（1）及び第4の4につきまして、下記のとおり予定しておりますので、お知らせいたします。

なお、平成20年度において前期高齢者の財政調整制度の創設により、著しく負担増となる国保組合には別途予算措置を講ずることとしておりますので、その概要についても併せてお知らせします。

記

1 第2の1の（3）及び第4の1の（1）前期高齢者納付金等について

平成20年度及び平成21年度の経過措置として、前期高齢者納付金を負担する保険者（制度創設前に退職医療拠出金を拠出していた保険者を除く。）について、激変緩和措置により、第9表の一部を変更し、平成20年度の前期高齢者納付金は概ね3分の1となる措置を予定しています。（別添「激変緩和経過措置による変更点」参照。）

2 第4の4平成20年度の特例について

平成20年度における国庫補助の特例措置として一部の国保組合において補助率の見直しを行うこととなります。

具体的には、一般被保険者分の定率補助率を32%から28%に引き下げ、所得の高い国保組合は補助金を減額、一般的な国保組合は減額分を調整補助金で埋め戻しすることとなります。

なお、今回の特例措置については、組合特定被保険者分にかかる補助率の変更はありません。

予算編成に当たっては、次を参考に療養給付費補助金等を積算してください。

- ・ 普通調整補助率が0%組合については、▲3% (▲2%) または▲4% (▲2.67%) 分が減額となります。
- ・ 普通調整補助率が5%組合の一部及び3%組合については▲2% (▲1.33%) 分が減額となります。

※ 今回の措置については、8ヶ月分であり、() の補助率については8/1.2を乗じた割合です。

※ 留意事項通知の別紙「平成20年度医療費等の推計方法」のVIIの2の補助金等の計算式の参考例

(普通調整補助率が3%の組合の場合)

$$(A \times 13.0/100 + A \times 3/100) + \{B \times 32/100 + B \times \frac{(3 - 1.33)}{100}\}$$

又は $\frac{(3-2) \times 8}{12}$

(普通調整補助率が0%で削減率が▲3%組合の場合)

$$\{A \times 13.0/100 + B \times \frac{(32 - 2)}{100}\}$$

又は $\frac{(32-3) \times 8}{12}$

$$A = \frac{\text{第3表③} - \text{前期高齢者交付金}}{20\text{年度平均組合特定被保険者数 (見込み)}} \times \frac{\text{第3表③} - \text{前期高齢者交付金} - A}{20\text{年度平均被保険者数 (見込み)}}$$

$$B = \text{第3表③} - \text{前期高齢者交付金} - A$$

3 激変緩和のための予算措置の概要について

前期高齢者の財政調整制度の創設により著しく負担増となる一部の国保組合について国民健康保険特別対策費補助金の中で激変緩和の措置を講ずるもの。

具体的には、平成20年度老人保健医療費拠出金見込み額1ヶ月分の1.2倍から国庫補助見込み額を除いた額（以下「20年度老健拠出金実負担見込み額」という。）と平成20年度老人保健医療費拠出金（1ヶ月）＋後期高齢者支援金（1.1ヶ月）＋病床転換支援金（1.1ヶ月）＋前期高齢者納付金（1.1ヶ月分）からそれぞれの国庫補助見込み額を除いた額（以下「前期高齢者納付金等実負担見込み額」という。）の比較において負担増となる部分に対し予算の範囲内で補助する。

<計算式>

$$\{(\text{前期高齢者納付金等実負担見込額} - \text{20年度老健拠出金実負担見込み額}) - \text{一定額 (注1)}\} \times \text{国庫負担割合 (定率+普調率)}$$

(注1) 一定額 = (被保険者1人当たり最低負担額×財政力指数) ×被保険者数

4 上記2～3の個々の対象となる組合における2の改定率及び激変緩和措置における補助見込み額については、別紙のとおりとなりますので、参考としてください。

【訂正】

平成19年12月28日付け予算編成通知の別紙5ページ（4）後期高齢者支援金に係る国庫補助金の計算式の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。

誤

$$(A \times \underline{13.0/100})$$

正

$$(A \times \underline{16.4/100})$$

I-1-A-① 当該保険者概算加入者調整率

I-1-A-①	=	20年度全保険者 平均前期高齢者 加入率見込値	×	※激変緩和経過措置
20年度当該保険者 概算加入者調整率		0.11371835		20年度概算補正係数
(法第34条第4項) (省令第9条第1項)		(省令第10条第1項)		(省令第9条第3項)
		I-1-A-②		
		20年度当該保険者 前期高齢者 加入率見込値		
				(小数点以下5位未満を四捨五入)
				(小数点以下5位未満を四捨五入)

I-1-B 当該保険者調整対象給付費見込額

I-1-B

20年度当該保険者 調整対象給付費 見込額
円

(法第34条第2項)

I-1-B-①

20年度当該保険者 前期高齢者 給付費見込額
円

I-1-B-②

20年度当該保険者 調整対象外 給付費見込額
円

I-1-B-① 当該保険者前期高齢者給付費見込額

I-1-B-①

20年度当該保険者 前期高齢者 給付費見込額
円

(法第34条第2項第1号)
(省令第5条第1項)

18年度当該保険者 前期高齢者給付費額
円

(省令第5条第1項第1号)

20年度伸率
0.95906

(省令第5条第1項第2号)

※ 激変緩和経過措置

× 1 / 3

(1円未満の端数を四捨五入)

I-1-B-② 当該保険者調整対象外給付費見込額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。)

I-1-B-②

20年度当該保険者 調整対象外 給付費見込額
円

(法第34条第2項第2号)
(省令第6条第1項)

I-1-B-①

20年度当該保険者 前期高齢者 給付費見込額
円

I-1-A-③

20年度当該保険者 前期高齢者 加入者見込数
人

20年度全保険者 1人平均前期高齢者 給付費見込額
376,557 円

(省令第11条)

20年度調整 対象外基準率
2.1

(法第34条第2項第2号)

(1円未満の端数を四捨五入)

I-1-C 当該保険者前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額

I-1-C

20年度当該保険者前期 高齢者に係る後期 高齢者支援金の概算額
円

(法第34条第1項第2号)

=

20年度当該保険者 後期高齢者支援金額
円

(法第119条)

×

I-1-A-③

20年度当該保険者 前期高齢者 加入者見込数
人

I-1-A-④

20年度当該保険者 加入者見込数
人

(1円未満の端数を切り捨て)

※ 激変緩和経過措置

× 1 / 3

※ 病床転換助成事業が実施される間は、
病床転換支援金を含む。(法附則第13条)

<参考>

保険者の交付金・納付金等及び支援金等の額の算定に関する諸係数

2008.1.18

(20' 予算セットベース)

区 分	根 拠 条 文	平成20年度	
20 年 度 概 算 前 期 高 齢 者 交 付 金 ・ 納 付 金	前期高齢者給付費額の伸率	省令第5条第1項第2号	0.95906
	前期高齢者見込数の伸率	省令第8条第1項第2号	1.03875
	総加入者見込数の伸び率	省令第19条第2項第2号	0.98919
	全保険者平均前期高齢者加入率見込値	省令第10条第1項	0.11371835
	前期高齢者加入率の下限割合	法第34条第4項(政令)	0.89/100
	概算補正係数	省令第9条第3項	1.08870
	調整対象外給付費額に係る算定率	法第34条第2項第2号(政令)	2.1
	一人平均前期高齢者給付費見込額	省令第11条	376,557円
	負担調整基準率	法第38条第5項(政令)	45/100
	医療に関する給付費の伸び率	省令第18条第1項第1号口	0.97274
	日雇拠出金の伸び率	省令第18条第1項第2号口	1.24925
	療養給付費等拠出金の伸び率	省令第18条第1項第3号口	0.37131
	加入者一人当たりの負担調整対象見込額	法第38条第3項	88円
	前期高齢者関係事務費拠出金単価	省令第21条	5円50銭
20 年 度 後 期 高 齢 者 支 援 金	負担対象額の見込額の伸び率	省令第37条第1号口	0.95532
	特定費用額の見込額の伸び率	省令第37条第2号口	1.12565
	加入者一人当たり負担見込額	省令第38条	38,227円
	後期高齢者関係事務費拠出金単価	省令第41条	5円40銭

(注) 諸係数については、政府予算案に基づく数値であり、予算編成のための暫定数値である。